**第４号議案　胡蝶蘭部門規約改正について**

**「**社団法人日本花き生産者協会」が「一般社団法人日本花き生産者協会」へ変更に伴い、胡蝶蘭部門規約に記載されている「社団法人日本花き生産者協会」はすべて「一般社団法人日本花き生産者協会」と変更する。

　第４条に「＊平成２７年度に限り、一般社団法人日本花き生産者協会洋らん部会の都合により、役員任期を１年とする。」の一行を追加する。

　付則に「＊この規約は平成２７年５月２０日より改正施行する。」の一行を追加する。